

定例会9月会議

定例会9月会議は、9月19日から25日まで開会されました。

会議では、条例の一部改正、計画の変更、各会計補正予算・決算認定、人事案件など町長提出の21件を審議、いずれも原案のとおり可決し、5件の報告を受けました。

また、議会提案の意見書6件を可決し、一般質問では、3名の議員が、4項目について、町の対応や考え方をただしました。
 参画者は2名でした。

■条例の一部改正

・福島町家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準を定める条例の一部改正

【改正内容】

根拠省令である厚生労働省令の家庭的保育事業の設備・運営に関する基準の一部改正に準じた条例の一部改正。

■第5次総合計画の変更

総事業費

1億1,000万円増額

【変更理由】

新規に登載する事業や事業費等に変更が生じたため、総合計画を変更しました。
 内容は次のとおりです。

補正予算の内容

■一般会計補正予算(第5号)

第5次総合計画の変更などに伴い1億9千3百55万2千円を追加し、総額42億3千4百44万1千円となりました。
 主な内容は次のとおりです。

○財政調整基金費

5,502万8千円の追加

繰越金の2分の1を下らない額を積立てるため追加しました。

○がんばる地元企業等応援基金費

6,256万5千円の追加

地元企業応援事業の財源とするため積立金を追加しました。

○水産加工振興協議会補助費

243万7千円の追加

イカ残滓処理費用に対する補助金として追加しました。

○繰出金

350万3千円の減額

介護保険特別会計と町立診療所特別会への繰出金を減額しました。

○職員給与費

1,045万7千円の減額

職員の人事異動・共済負担金率の変更などに伴い給料等を減額しました。

◎総事業費等(件数及び財源)の変更 (単位: 件、千円)

区分	件数	総事業費	財 源 内 訳			
			国・道支出金	地方債	その他	一般財源
変更前	153	5,064,050	938,900	2,247,700	681,150	1,196,300
変更後	155	5,174,050	938,900	2,283,300	767,450	1,184,400
増 減	2	110,000	0	35,600	86,300	△ 11,900

■国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

9千3百73万4千円を追加し、総額8億3千7百97万7千円となりました。

補正内容は、平成29年度決算に伴う繰越金を追加しました。

■介護保険特別会計補正予算(第1号)

4千8百16万円を追加し、総額6億1千5百65万8千円となりました。

補正内容は、平成29年度決算に伴う繰越金を追加しました。

■後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

9万1千円を追加し、総額6千9百32万8千円となりました。

補正内容は、平成29年度決算に伴う繰越金を追加しました。

■浄化槽整備特別会計補正予算(第1号)

1百50万円を追加し、総額3千9百24万9千円となりました。

補正内容は、今後発注予定の浄化槽工事費に不足が生じるため追加しました。

■国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)

3百49万4千円を減額し、総額2億2千1百26万円となりました。

補正内容は、職員の給与等が確定したため減額補正しました。

■水道事業会計補正予算(第1号)

職員給与費に41万1千円を追加しました。

報 告

■一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告

追跡調査に対応する方針等の報告。

■専決処分した事件の報告

交通事故に係る和解・損害賠償の額を9月4日付けで専決処分した内容の報告。

■平成29年度財政健全化判断比率の報告

平成29年度決算による財政健全化判断比率の報告。

■平成29年度一般会計継続費精算報告

2カ年で継続して建設した水産物鮮度保持施設(製氷施設)の事業費精算の報告。

議会提出の意見書

意見書6件を可決し、関係機関に送付しました。

■「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書

北海道・道教育委員会に対して、2項目について強く要望するものです。

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書

前文省略

- 1 道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと。
- 2 道・道教委は、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(平成30年9月25日議決)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会教育長

■「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書

国に対して、2項目について強く要望するものです。

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書

前文省略

- 1 国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること。
- 2 国は35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(平成30年9月25日議決) 北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

■地方公務員法・地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

国に対して、4項目について強く要望するものです。

地方公務員法・地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

前文省略

- 1 地方公務員法・地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。
- 2 新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実にすること。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。
- 3 一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保・労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行い、また、人材確保・雇用の安定の観点から、処遇改善等について引き続き検討を行うこと。
- 4 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(平成30年9月25日議決) 北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官

■林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

国に対して、2項目について強く要望するものです。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

前文省略

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業・治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(平成30年9月25日議決) 北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

■障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

国に対して、3項目について強く要望するものです。

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

前文省略

- 1 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
- 2 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
- 3 前2項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(平成30年9月25日議決) 北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院・参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官

■臓器移植の環境整備を求める意見書

国に対して、5項目について強く要望するものです。

臓器移植の環境整備を求める意見書

前文省略

- 1 国民が命の大切さを考える中で臓器移植にかかる意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係る更なる啓発に努めること。
- 2 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
- 3 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。
- 4 臓器移植手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
- 5 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。
 - ① ブローカーの厳罰化
 - ② 医師に対する、患者への渡航移植の危険性の告知義務
 - ③ 医師が臓器移植を受けた患者であると覚知した際、厚生労働省への告知義務
 - ④ 違法とは知らずに臓器移植を受けてしまった、善意のレシピエントへの精神面でのケア等

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(平成30年9月25日議決) 北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院・参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣



平野隆雄副議長
北海道町村議会議長会表彰
平野隆雄副議長が北海道町
村議会議長会表彰規定（議員
25年以上）により自治功労者
として表彰されました。
定例会9月会議の開催前に
溝部幸基議長より表彰状が伝
達されました。